

# 東京 2020 大会豊島区民連携会議設置要綱

令和元年 9 月 24 日  
国際文化プロジェクト  
推進担当部長決定

制定 令和元年 9 月 24 日

(名 称)

第 1 条 この会議は、東京 2020 大会豊島区民連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連携会議は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の成功に向けて、区民、関係団体及び豊島区が一体となって「オールとしま」で取り組んでいくため、関係者間の情報共有を強化するとともに、大会が一人ひとりの豊島区民にとって意義深いレガシーとなり、将来の地域の発展に大きく寄与するものとなることを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 連携会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 東京 2020 大会に関連する関係者間の情報共有に関すること。
- (2) 東京 2020 大会の気運醸成に関すること。
- (3) その他東京 2020 大会に関し必要な事項に関すること。

(構 成)

第 4 条 連携会議は、会長、副会長、委員をもって構成する。

- 2 会長は、区長の職にあるものとし、会議を統括する。
- 3 副会長は、文化商工部を担任する副区長、教育長、豊島区体育協会会長の職にあるものとし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 4 委員は、別記 1 の団体を代表するものとする。

(顧 問)

第 5 条 委員会には、顧問を置く。

- 2 顧問は、区議会議長及び副議長の職にあるものとする。
- 3 顧問は、会議の報告を受けるとともに、必要な助言をする。

(会 議)

第 6 条 連携会議は、随時開催するものとする。

- 2 会議は会長が招集する。

3 会長が特に必要と認めるときは、構成員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(部 会)

第7条 会長は、連携会議の下に、部会長、副部会長、委員で構成する部会を置くことができる。

2 部会長は、文化商工部を担任する副区長の職にあるものとし、部会を主宰する。

3 副部会長は、国際文化プロジェクト推進担当部長の職にあるものとし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

4 部会には、委員のほか、部会長が必要と認める者を参加させることができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会及び部会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、文化商工部学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で定める。

附則 この要綱は令和元年9月24日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限りで廃止する。

別記1（第4条関係）

豊島区体育協会

豊島区レクリエーション協会

豊島区スポーツ推進委員協議会

豊島区青少年育成委員会

豊島区民生委員児童委員協議会

豊島区障害者団体連合会

豊島区町会連合会

東京商工会議所豊島支部

豊島区商店街連合会

豊島区観光協会

豊島区産業協会

豊島法人会

豊島区高齢者クラブ連合会

豊島区立小学校 PTA 連合会

豊島区立中学校 PTA 連合会

学習院大学

川村学園女子大学

女子栄養大学

大正大学

帝京平成大学

東京音楽大学

立教大学

ホストタウン（セントルシア）

ホストタウン（バングラデシュ人民共和国）

東日本旅客鉄道株式会社

西武鉄株式会社

東武鉄道株式会社

東京地下鉄株式会社

警視庁池袋警察署

警視庁巣鴨警察署

警視庁目白警察署

東京消防庁池袋消防署

東京消防庁豊島消防署